

きらめき

坂城町女性団体連絡会だより 第44号

発行 坂城町女性団体連絡会
編集 女団連だより編集委員会



「1年間よろしく願います」



会長 師田 智恵子

女性団体連絡会は、町内の女性団体の代表者を理事とし構成されています。男女共同参画の推進、団体相互の連携と親睦を図ることを目的とし活動をしています。

今年度も総会で承認をされた事業計画を理事の皆さんと共に、意見を出し合い、情報の共有を図りながら展開していきたいと考えております。その1つとして、11月9日(土)に予定している「女と男ふれあいさかき」は、男女共同みんなの会と共に実行委員会を組織し、男女共同参画の主旨を踏まえながら幅広い視点から楽しく、ためになるお話を伺えそうな講師の方をお招きできるよう協議をしています。多くの方のご参加をお待ちしております。

今年度1年、理事の皆様、事務局の方々にご協力、ご指導をいただきながら努めてまいります。よろしくお願いたします。

活動報告

「ヤングケアラーについての講演会に参加して」

三井 由香

ご自身がヤングケアラーだったという美齊津康弘さんの講演を聞きました。

ヤングケアラーである子供は、家族の世話に時間が奪われるだけでなく、将来にわたって夢や希望が持てなくなるのが大きな問題であると感じました。恥ずかしさもあって辛い現状を周囲にはひた隠し、一方で誰も助けてくれないことに対し、怒りや敵意を持つようになり、宿題や勉強ができません。ケアのためなのですが、自分の能力が低いからだと感じ自己肯定感も育めない。そのためケアが終わっても、低い自己肯定感と周囲への怒りと諦め、誰も信用できず、夢は持てない。そうなる前に、周囲の大人はヤングケアラーである子供に、どのような支援の手を差し伸べたいのでしょうか。

美齊津さんは、一人一人がまずヤングケアラーの存在に気付いて、各自の立場でちよつとした声掛けをする「そよ風のような支援」を提唱しておられました。そして、そのつながりを保ったまま、他の大人

にもつなげてほしいと言います。それなら自分にもできそうだと感じました。まずはヤングケアラーの存在に気付くことが第一歩になると思います。

「視察研修に参加して」

守屋 尚子



▲長野地方裁判所前で

今年の視察研修は7月19日(金)長野地方裁判所にて裁判の傍聴でした。日常生活にあまり縁のない裁判所、実際の法廷、その厳格な雰囲気が大変気が引き締まりました。

この日は過失運転致傷と道路交通法違反の刑事裁判でした。検察側、弁護側、証人尋問と被告人質問、用意された資料にそって迅速に進み、最後に裁判官は被告人に対し厳しくも優しく論じました。二度

と罪を犯さぬよう事実を認めさせ、判決を宣告し裁判は終わりました。運転上のトラブルは私達にも起こりうることであり十分気を付けなければならぬこと、誠意をもって謝ることの大切さも痛感しました。司法の必要性はもちろん、そこに携わる方々の人間性の豊かさにも感銘を受けました。

15年前に始まった裁判員制度、確率は低いですが裁判員に選ばれた際は積極的に参加したいものです。そして私達一人一人が自身の生活に目を向けること、それが犯罪を減らすことに繋がるのではと思います。

昼食は善光寺門前でお蕎麦をいただき、午後は長野県立美術館にてダリ版画展を、併設の東山魁夷館も鑑賞し、有意義な時間を過ごしました。

令和6年度坂城町女性団体連絡会

- 会長 師田 智恵子
- 副会長 古畑 さよ子
- 池田 典子
- 農村女性ネットワークさかき
- 女性専門相談員
- 保健指導員会
- 消費者の会
- 交通安全協会坂城支部女性部
- 商工会女性部
- 更生保護女性会
- 婦人消防隊
- 日赤奉仕団
- 農村生活マイスター